

ち いきせいかつ し えんきょてんとう かた けんとう あん

地域生活支援拠点等のあり方の検討について（案）

1 経過及び検討状況

(1) 令和7年5月：令和7年度第1回自立支援協議会

じむきょく ちいきかだい けんとう ふく ちいきせいかつしえんきょてんとう じりつしえんきょう きかんそだん
事務局より、地域課題の検討方法を含め、地域生活支援拠点等、自立支援協議会、基幹相談
しえん みしゃ かた けんとう すす むね せつめい
支援センターの三者のあり方について検討を進める旨を説明した。

(2) 令和7年6月～7月：他自治体の取組状況調査

しょう しゃしえんか せんこく ちゅうかくし とうほくけんちゅうしょざい けんないかくし たいしお ちいきせいかつしえん
障がい者支援課が、全国の中核市、東北県庁所在地、県内各市を対象に、地域生活支援
きよてんとう じりつしえんきょう きかんそだんしえん みしゃ とりくみじょうきょう しょうかい じょうほうしゅうしゅう
拠点等、自立支援協議会、基幹相談支援センターの三者の取組状況を照会し、情報収集
おこな
を行った。

(3) 令和7年8月：令和7年度第2回自立支援協議会

ちいきせいかつしえんきょてんとう かた けんとう しんか しょうがいふくし じ
地域生活支援拠点等などのあり方について検討を深化させるため、障害福祉サービス事業者等を交えた勉強会を開催した。

【講師】：金川 洋輔 氏

こうせいろうどうしよう しゃかい えんごきょく しょうがいほけんふくしぶ しょうがいふくし ちいきせいかつ
（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活・発達障害者
しえんしつ ちいきいこうしえんせんもんかん
支援室 地域移行支援専門官 ほか）

【テーマ】：「地域における地域生活支援拠点等、相談支援体制の整備推進」

(4) 令和7年10月：厚生労働省障害者地域生活支援体制整備事業オンライン研修

しょうがいしゃしえんかしきゅう かちゅう めい およ いたくそだんしえんじょ しゃさんか こうぎ じゅこう
障害者支援課職員（課長ほか3名）及び委託相談支援事業所5者が参加し、講義を受講
したほか、他自治体の担当職員とのグループワーク・意見交換を実施した。

(5) 令和7年5月～11月：運営会議での意見交換（計4回）

かいちらう ふくかいちらう ぶかいちらう じむきょく こうせい うんえいかいぎ
(1)～(4)のほか会長、副会長、部会長及び事務局で構成する運営会議において、意見
こうかん じつし 交換を実施（5/1、7/29、9/29、11/6）。

2 今後の進め方（案）

- ・他自治体への照会結果やオンライン研修での意見交換から、「地域生活支援拠点等を整備したもの、拠点等の機能が十分に発揮されていない、または利用されていない」という問題意識が複数寄せられた。
- ・運営会議においても、「運営会議のメンバーだけで議論を進めるのは難しい、幅広い視点で検討を進めるべき」との意見があった。

【市の考え方】

- ・優先的に地域生活支援拠点等の整備を進める必要はあるものの、その機能を発揮するためには、拙速に議論を進めるべきではなく、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所などとの役割分担等を明確化し、それぞれの本市支援体制の「るべき姿」を今一度整理する必要がある。
- ・事業者の実態調査やヒアリングなどを通じて、その実現可能性を検証する必要がある。

あおもりしお 青森市障がい福祉計画 第8期計画(R9～R11)において、計画的・総合的に整備を進めることを
ねんとう じむきょくあん さくせい きょうきかい い けん
念頭に事務局案を作成し、協議会でご意見をいただくこととした。

地域生活支援拠点等の整備に向けた短期入所事業所向け アンケート実施概要について(案)

1 もくじ

地域生活支援拠点等の機能の一つである緊急時の受け入れ体制についての現状把握を行い、今後の整備方針を検討するための材料とすること。

2 実施期間(予定)

令和7年12月中旬～令和7年1月下旬

※説明会の開催希望聴取を同時にを行い、12月末までに提出していただく。

3 アンケートの対象

短期入所事業所 (令和7年9月時点 20者)

4 実施方法

原則として、Googleフォームでの回答。

メールでの回答も可能

5 周知・回答促進のための工夫

アンケートの回答率および質の向上を図るため、以下の工夫を行う。

①アンケート実施目的の明確化

②記載例の作成

③回答にあたっての事前質問期間の設定

④説明会開催の希望聴取

⑤(希望者がおおむね5名以上の場合) 1月中旬にZoomでの説明会を開催

6 アンケート項目

別添「短期入所事業所向け緊急時など受け入れ状況等アンケート項目(案)」のとおり。

たんきにゅうしょじぎょうしょむ きんきゅうじういじょうきょうとう こうもくあん
短期入所事業所向け緊急時など受け入れ状況等アンケート項目(案)

1 事業所名

●●●

2 短期入所の種類 空床型(定員なし) or 併設型(定員あり) or 単独型(定員あり)

3 短期入所定員

●人

4 平常時利用

- 利用申し込み期限 ●●日前
- 利用条件の有無 有・無
- 有の場合 その具体的な内容

・グーグルフォームの活用

・回答内容は、令和7年12月1日時点で記載していただく。

※面談や施設見学以外の条件があれば、記入。

5 緊急時利用

- 前々日、前日又は当日の申し込みでの受け入れ実績 有無 ← 加算要件と合致させた
- 有の場合

受け入れ実績 (R5～R7)

R5年度：●日・●人 (実人員) R6年度：●日・●人 (実人員)

R7年度：●日・●人 (実人員)

短期入所 利用(受け入れ) 可否種別

| 種別 | | 男 | 女 | 男児 | 女児 |
|-------|-------|---|---|----|----|
| 身体 | 肢体 | | | | |
| | 聴覚 | | | | |
| | 内部 | | | | |
| 知的 | 軽度・中度 | | | | |
| | 重度 | | | | |
| 重心 | 医療ケア有 | | | | |
| | 医療ケア無 | | | | |
| 精神 | | | | | |
| 高次脳 | | | | | |
| 発達障がい | | | | | |
| 難病 | | | | | |

※利用(受け入れ)可：○、利用(受け入れ)不可：×

と記入

○とした場合でも特記事項があれば記入

6 実態把握調査

Q1. 現在、短期入所としての「実質の」受け入れ可能人数は定員通りですか？

- 定員通り稼働している
- 職員不足等の理由により、定員より少なく制限している（実質〇名程度）
- 現在は新規・スポット利用を停止している

Q2. 「空床（空きベッド）」が出やすい曜日や時期はありますか？（複数選択）

- 平日（月～木）
- 週末（金・土・日）
- 長期休暇期間以外
- 特になし（常に満床に近い）
- その他（自由記述）

Q3. 【緊急時】当日の依頼で、その日の夜からの受け入れは物理的に可能ですか？

- 空きがあれば、即日対応可能
- 職員配置の調整が必要なため、翌日以降なら可能
- 事前の面談や契約が済んでいる利用者に限り、即日可能
- 緊急対応は体制上困難

Q4. 緊急受け入れの際、ネックとなる要因は何ですか？（複数選択）

- 職員の確保が難しい
- 空き居室がない（物理的な満床）
- 利用者の詳細情報（アセスメント）不足への不安
- 送迎の対応ができない
- 報酬が安い
- その他（　　）

Q5. 以下の「行動特徴」がある方の受け入れについて、現在の体制での可否を教えてください。

（※回答形式：A. 対応可 / B. 条件付き可 / C. 対応困難）

- 他害（他者を叩く、噛みつく等）
- 自傷（頭をぶつける、皮膚を搔きむしる等）
- 器物破損（物を投げる、ガラスを割る等）
- 大きな発声・叫び声（近隣への配慮が必要なレベル）
- 飛び出し・徘徊（施錠管理が必要）

- ・異食 (食べ物以外の誤飲リスク)
- ・睡眠障害 (夜間に起き出し、當時見守りが必要)

Q6. 以下の「医療的ケア」が必要な方の受け入れ可否を教えてください。

(※回答形式 : A. 対応可 / B. 日中のみ可 / C. 対応困難)

- ・経管栄養 (胃ろう・腸ろう)
- ・喀痰吸引
- ・導尿・バルーン管理
- ・酸素吸入・人工呼吸器
- ・てんかん発作時の座薬対応